

自治体職員の飲酒運転と懲戒処分

運転前日の飲酒に注意！

公務員が酒気帯び運転の容疑で警察に検挙されたケースの中には、飲酒直後に車を運転したという言語道断の事例だけでなく、一日酔いの状態あるいは本人に全く自覚がない状態で車を運転し、検問や交通事故をきっかけに行われた飲酒検知で酒気帯びと判定され、刑事・行政処分、さらに懲戒処分に至った事例も少なくあります。今回は人事や賞罰を担当するA町総務課長と弁護士によるQ&A方式での対応を考えてみたいと思います。

A町総務課長Bさん 最近、北海道内では、自治体職員や議員の飲酒運転による不祥事の報道が相次いでいますが、A町は平成一八年に発生した福岡市職員による飲酒運転による不幸な死亡事故以降（注1）、飲酒運転に対しては厳しい態度で臨んでおり、

懲戒処分基準では、飲酒運転は原則として懲戒免職処分となります。酒を飲んで車を運転することなど公務員としては到底許されない行為ですので、これまで本町の基準に疑問を感じたことはありませんでした。しかし、最近部下

で、翌日朝に車を運転中、検問中の警察官に飲酒検知を受けたところ、呼気一リットル中〇・二九ミリigramsのアルコールが検出されたため、酒気帯び運転で逮捕されてしまい（注2）、先日二〇万円の罰金刑を科されました。大変眞面目な職員ですが、基準に従つて懲戒免職にせざるを得ないのでしょうか？Cが処分を不服として争った場合にはどうなるのでしょうか？

弁護士 懲戒処分は、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するために科す制裁ですから、處分の選択については懲戒権者の裁量

に任されており、社会観念上著しく妥当性を欠いて権限を濫用したと認められる場合以外は、裁量権の範囲内にあるものと認められます（注3）。

Bさん それでは町で定めた基準に従つて、やはり懲戒免職処分となるのでしょうか。

不服として争った場合に、当該処分が違法かどうかの司法判断の基準とはなりません。懲戒免職処分が公務員の身分を失わせる重大な処分であること

を考慮すると、基準を形式的に当てはめるだけではなく①飲酒運転の態様

Profile



佐々木 泉顕（ささき・もとあき）

札幌市中央区大通西11丁目大通藤井ビル6階
弁護士法人佐々木総合法律事務所
TEL011-261-8455 FAX011-261-9188
・北海道町村会顧問
・一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

(故意・過失、アルコール保有量など)

注(5) ②事故発生の有無と程度(注

6) ③職員の職種、地位、飲酒運転の

前歴などの職員の属性と情状(懲戒

処分歴、平素の勤務態度、周囲の評

価なども含まれる)――さらに報道の有

無などを総合的に考慮して社会観念

に照らして判断する必要があります。

Bさん 少し安心しました。

弁護士 まだ油断できませんよ。朝になつても呼気一リットル中〇・二九ミリ

のアルコールが検出されたというこ

とは、前日の日に相当な量を飲んだので

はないでしょうか?

Bさん 業務終了後は、知人の家で

午後八時頃から一時頃まで、缶ビ

ール三本と焼酎をロックで四杯飲んで、

ホテルに戻り、風呂に入つてから、午

前零時には寝て、七時間後の朝七時に

起きて、朝八時過ぎに会議が開かれる

札幌コンベンションセンターに自分の車

で向かう途中だったのですが(注)

…Cさんは比較的の酒には強いほうです

ので、飲酒運転をしているという認識

は全くなかったようです。

弁護士 飲酒直後に車を運転してい

たわけではないので、故意はなさそうですね。しかし、Cさんが宿泊したホテルから札幌コンベンションセンターま

では距離もありますし(注8)、札幌市を中心部で道路は混んでいますから、いつ事故が発生してもおかしくないといふ意味では、態様は悪質といわざるを得ませんね。

しかも、地方とは違つて公共交通機関が多い札幌市内では、わざわざ自家用車を運転する必要はないと思

ます。最近の裁判例を見ると、飲酒運

転をしたというだけでは、懲戒免職処分を行なうことや認容しない傾向にあります(注9)。自治体職員には法令遵守が強く求められることを含めて、飲酒運転禁止をさらに徹底する必要があると思います。また、アルコールの代謝時間に関する知識の啓発を行なうこととも重要です。

注4 指針・規程等が公表されなければ、部分が裁量権を逸脱するものではないとする

注5 本件事案について懲戒免職処分とした場合には裁量権を逸脱・濫用したこと

で取り消される可能性がある。

注6 日刊法・判例タイムス一三七九号一〇九頁など。

注7 神戸税關懲戒処分事件上告審判決(最

高裁判所民事判例集三一卷七号一一〇一頁)。

注8 指針・規程等が公表されなければ、部分が裁量権を逸脱するものではないとする

注9 東京高裁平成一五年五月九日判決・判例地方法自三七五号五〇頁)。懲戒処分の対象となる事由が惹き起される事情には様々なものがあり、それを一律に類型化して規定する

ことには限界があり、懲戒権者は、指針・規程等の定める標準的な量定をもとに、諸事情を考慮した上で、最終的な処分内容を決定すべきである。

注10 飲酒の量、飲酒行為から運転するまでの時間や、運転時間の長さ等が考慮されるべき事情となる。前述の東京高裁判決は被控訴人(職員)は、飲酒後約七時間半を経過した午前七時頃から本件運転行為を開始してしまったことによる。

注11 前零時半頃から午前四時頃までの間、飲食店で焼酎ロックを六杯飲んで、午前四時半頃帰宅のために車を運転した事案で、宮崎地裁

平成一一年月一六日判決(判例タイムス一三〇九号一三〇頁)は、自家までの距離が一、六kmであつて徒步での帰宅が可能であったこと

と、検査されたアルコールの保有量が呼気一

㍑に付き〇・三五ミリと多量であったこと等

で逮捕される事案が実は多いことに留意すべ

きである。車を運転する前日の晩酌・宴会は

要注意である(秋田地院平成一四年三月三日判決・判例タイムス一三七九号一〇九頁など)。

注12 神戸税關懲戒処分事件上告審判決(最

高裁判所民事判例集三一卷七号一一〇一頁)。

注13 前日に飲酒・翌日に休日出勤して物損事故を起こした事案で、熊本地院平成二七年一月一九日判決は、休日出勤の意を全く評価せず、逆に勤務命令が出されているわけではなく、緊急性がないのに出勤したことや他の通勤手段が存在したこと、前日から出勤予定があることを認識しながら飲酒したことなどを非難している。自治体は、翌日に車を使用する出勤予定がある場合には、前日の飲酒は注意が必要であることを職員に指導すべきである。

注14 前述の熊本地院判決は、走行距離が一

三・五kmに及んでいることを悪質と判断する

注15 最近の裁判例の傾向ではあるが、考慮されるべき事情によって結論は変わるので一概には言えない。

注16 前零時半頃から午前四時頃までの間、飲食店で焼酎ロックを六杯飲んで、午前四時半頃帰宅のために車を運転した事案で、宮崎地裁

平成一一年月一六日判決(判例タイムス一三〇九号一三〇頁)は、自家までの距離が一、六kmであつて徒步での帰宅が可能であったこと

と、検査されたアルコールの保有量が呼気一

㍑に付き〇・三五ミリと多量であったこと等

で理由に懲戒免職処分を認容している。

して

る。最近の裁判例によれば、人身事故・損害事故のいずれにもかかわらず、飲酒運転行為に加えて、事故が発生した場合には、懲戒免職処分が認容される可能性が高い。

注17 年一月一九日判決は、休日出勤の意を全く評価せず、逆に勤務命令が出されているわけではなく、緊急性がないのに出勤したことや他の通勤手段が存在したこと、前日から出勤予定があることを認識しながら飲酒したことなどを非難している。自治体は、翌日に車を使用する出勤予定がある場合には、前日の飲酒は注意が必要であることを職員に指導すべきである。

注18 前述の熊本地院判決は、走行距離が一

三・五kmに及んでいることを悪質と判断する

注19 最近の裁判例の傾向ではあるが、考慮されるべき事情によって結論は変わるので一概には言えない。

注20 前零時半頃から午前四時頃までの間、飲食店で焼酎ロックを六杯飲んで、午前四時半頃帰宅のために車を運転した事案で、宮崎地裁

平成一一年月一六日判決(判例タイムス一三〇九号一三〇頁)は、自家までの距離が一、六kmであつて徒步での帰宅が可能であったこと

と、検査されたアルコールの保有量が呼気一

㍑に付き〇・三五ミリと多量であったこと等

で理由に懲戒免職処分を認容している。

注21 前零時半頃から午前四時頃までの間、飲食店で焼酎ロックを六杯飲んで、午前四時半頃帰宅のために車を運転した事案で、宮崎地裁

平成一一年月一六日判決(判例タイムス一三〇九号一三〇頁)は、自家までの距離が一、六kmであつて徒步での帰宅が可能であったこと

と、検査されたアルコールの保有量が呼気一

㍑に付き〇・三五ミリと多量であったこと等

で理由に懲戒免職処分を認容している。

注22 前零時半頃から午前四時頃までの間、飲食店で焼酎ロックを六杯飲んで、午前四時半頃帰宅のために車を運転した事案で、宮崎地裁

平成一一年月一六日判決(判例タイムス一三〇九号一三〇頁)は、自家までの距離が一、六kmであつて徒步での帰宅が可能であったこと

と、検査されたアルコールの保有量が呼気一

㍑に付き〇・三五ミリと多量であったこと等

で理由に懲戒免職処分を認容している。